平成22年9月21日(火)
於・農林水産省三番町共用会議所
第7回国際植物防疫条約に関する国内連絡会速記録
另「四国际恒初的发 <del>术</del> 师(C) 为 3 国 1 1 <del>2</del> 加

# 目 次

開 会	1
出席者紹介	1
開会の挨拶	2
ISPM 各国協議案の説明と我が国の対応方針について	
(1) ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチ	3
(2)ISPM No.15に採用する新たな消毒処理の提出(ISPM No.15の付録)	14
(3) 国際貿易される栽植用植物の総合措置アプローチ	25
(4) チチュウカイミバエに対する放射線照射 (ISPM No.28の附属書)	30
(5) プラムポックスウイルスの診断プロトコル (ISPM No.27の附属書)	33
ISPM 仕様書案の説明と我が国から提出した意見について	37
国際植物防疫条約に関する国内連絡会の今後の進め方について :	39
閉 会	45

## 開 会

○坂田課長補佐 お時間でございますので、これから、第7回国際植物防疫条約に関する 国内連絡会を始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ、また暑いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

## 出席者紹介

○坂田課長補佐 まず最初に、本日お集まりの委員の皆さんを私のほうから御紹介させていただきたいと思います。座っていらっしゃる順番に御紹介をしていきたいと思います。

(社) 日本くん蒸技術協会事務局長の秋山委員です。

消費科学連合会副会長の犬伏委員です。

(社) 全国植物検疫協会副会長の古茶委員です。

日本生活協同組合連合会組織推進本部 食の安全担当テクニカルアドバイザーの佐々木委員です。

- 一般社団法人全国木材検査・研究協会検査部長の清水委員です。
  - (社) 日本種苗協会専務理事の鈴木委員です。

全国農業協同組合連合会園芸農産部園芸課調査役の津田委員です。

- (独) 農研機構 食品総合研究所食品安全研究領域上席研究員の等々力委員です。
- (社) 日本果樹種苗協会事務局長の増田委員です。

全国農業協同組合中央会営農・農地総合対策部営農企画課審査役の丸澤委員です。

NPO法人日本消費者連盟事務局長の山浦委員です。

(社) 日本青果物輸入安全推進協会安全問題専門委員長の米倉委員です。

行政側としまして、消費・安全局植物防疫課課長の福盛田です。

同じく、検疫対策室長の阪村です。

同じく、調査係長の北原です。

本日、司会をさせていただきます植物防疫課の坂田と申します。よろしくお願いいたします。

## 開会の挨拶

- ○坂田課長補佐 それでは、開会に当たりまして、課長の福盛田より御挨拶申し上げます。
- ○福盛田課長 平素、植物防疫行政に御理解、御協力いただきまして、ありがとうございます。植物防疫課長の福盛田でございます。

本日、第7回になります国際植物防疫条約に関する国内連絡会に御出席いただきまして、 ありがとうございます。

この連絡会は、2007 年、平成 19 年 9 月から開催しておりまして、今回で 7 回になります。国際植物防疫条約(IPPC)は、植物に対する病害虫の侵入とまん延の防止、それから防除のための適切な検疫措置を講ずる、確保するということを目的として設立されています条約でございます。その活動の一環としまして、植物検疫措置の国際調和を図ることを目的に、植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)の作成に取り組んでおります。この ISPMは、各国の協議を経て作成されまして、IPPC の総会で採択されるというステップを踏みます。加盟国はこれを念頭に置きまして、植物検疫措置の制定、改定、実施を行うこととされております。

この ISPM については、1995 年以降、現在 34 本の国際基準が策定されております。近年においては、ミナミキイロアザミウマの診断プロトコルといった特定の病害虫の同定診断手順が採択されました。また、ISPM No. 15 の附属書においては、木材こん包材に対する消毒処理基準が定められていますが、新たな処理方法の策定も進められております。

また、植物のみならず、船舶、航空機、コンテナ等に病害虫が付着して侵入、蔓延する リスクも評価されまして、これに対する措置の基準の策定も現在行われているところでご ざいます。

一方、我が国も加盟しております WTO/SPS 協定においては、加盟国は植物検疫措置を科学的根拠に基づいてとり、それを科学的根拠なしに維持しないこと、とされておりまして、国際貿易に対する偽装した制限として、この検疫措置を適用してはならないとされております。ISPM の策定に当たっては、このように科学的根拠に基づいた検討を行っていくことが求められております。

以上のような背景を踏まえまして、この国内連絡会においては、関係者の皆様との意見 交換を通じて情報の共有化を図るとともに、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただ いております。

本日、説明させていただきます5本のISPM案、現在各国協議に諮られております。これに対するコメントは、今月末までにIPPCの事務局に提出することとされております。本日、皆様方からいただいた意見を十分に参考にさせていただきまして、国際基準策定に係る一連の議論に対する我が国のコメントを作成してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

また、本日の資料、議事録につきましては、後ほど農林水産省のホームページに掲載することとしておりますので、あらかじめ御理解をお願いしたいと思います。限られた時間ではございますけれども、実りある意見交換になりますことを期待して挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂田課長補佐 本日、皆様ご存じかと思いますが、農林水産省も新しい大臣が就任されたこともありまして、課長はこの挨拶の後に退席させていただきます。その点は御了承いただければと思います。

#### ISPM 各国協議案の説明と我が国の対応方針について

(1) ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチ

○坂田課長補佐 それでは、議事次第に従いまして、まず ISPM 各国協議案の説明と我が国の対応方針についてということで、こちら側から説明させていただきたいと思います。

まず1本目の、ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチについて、阪村室 長のほうより説明させていただきます。

○阪村室長 御案内のように、今年も5本諮られております。皆様、例年お世話になっておりますので、要領は大体お分かりかと思いますが、一つ一つ中身を踏まえて私どものコメントを紹介させていただいて、その上で御意見をいただきたいということでございます。 資料1を主体に説明させていただきたいと思います。

1本目は、「ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチ」と銘打ってございます。ミバエ類は、経済的に甚大な被害を与える種が多いということは皆さん先刻御承知かと思います。それらについてリスク管理上の選択肢として、システムズアプローチという

ものを設定して使用していく、そのためのガイドラインでございます。

システムズアプローチは、\*印で書いてありますが、これは定義がなかなか難しいのですが、2つ以上の複数の措置の組み合わせです。それぞれは独立した措置でございます。例えば、ミバエ類の発生が少ない低発生地域をつくる。それから作物の栽培方法、収穫の時期、抵抗性品種を選定して、ミバエ類がなるべく汚染されないようにする。もしくは収穫後に、かごに入れてパッキングハウスの外に置いておくとミバエがまた飛んできて寄生するから、そういうことのないように室内に置くとか、望ましくは低温貯蔵する。それから収穫後処理ですが、これは何も薬剤で処理するという意味だけではございませんで、きっちりと選果して調整して、きれいにしておくということでございます。そのような措置を組み合わせることによってミバエ類の汚染の可能性が非常に少なくなるということでございます。

経緯ですが、2004年4月、IPPCの総会で、ミバエ類の寄主植物である果物とか果菜類を輸出する際に、このような基準があれば便利ということで合意をされまして、そこに TPFF (Technical Panel on Fruit Fly)、ミバエ類のテクニカルパネルというところが、この原案を作成しました。基準委員会でいろいろと再検討しまして、2009年5月に各国協議に諮ることになりました。

以下その中身につきまして、左側が基準案の概要でございます。右側がそれに対する私どものコメントになりますので、順次紹介いたします。

最初に触れましたが、この基準案をつくった背景でございます。そこに、背景 [22-32] と書いてあります。順次資料がございますが、それは資料4をごらんになればわかるように、左のほうにパラグラフごとに振っております。それをずっと追っていけば、どの部分に対するコメントであるかよくわかるということで、これは便宜上のもので、事務局が振っております。

それでは、背景に行きます。ミバエ類は経済的に重要な被害を引き起こす害虫が多いということでございます。多くの場合、私どももそうですが、単独の処理、例えばオレンジですと低温処理。地中海ミバエに対しては低温処理。それから、熱帯の果物に関するミバエについては蒸熱処理。そのような俗に「一発処理」と呼んでおります、1つの処理で完全に近いぐらいに寄生したミバエ類を殺してしまう、そのような措置の適用が今まで一般的でございました。けれども、先ほど御説明申し上げたように、複合的な措置の累積的な効果に期待しまして、処理しなくても済むようにしたいということが書いてございます。

反面、そういうミバエ類を駆除できる措置がなければ、輸入の禁止という非常に強い措置になります。これはミバエ類の経済的重要性に起因いたします。

そこに対する私ども、これは一般的なコメントになりますが、右手のほうでございます。これは単独の ISPM 案として提起されております。ただし、ミバエ類に関してはこれまでもいろいろな ISPM がございまして、例えば ISPM No. 14、病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチにおける――「統合」となっていますが、「総合」のほうがよろしいかと思います。総合措置の利用。もしくは ISPM No. 30、ミバエ類の低発生地域の設定。

このようなものの Annex として、ミバエ類に対して、このようなシステムズアプローチを適用していく。もしくはこのような組み合わせの措置を適用していく。ということであれば、より使いやすく、ユーザーフレンドリーであろうというコメントでございます。

ここにつきましては、基準委員会でもそういう議論は出ておりますけれども、まとまっておりませんで、非常に恐縮ではございますが、各国の意見を聞いてみようという意図も 多少ございます。

2ページですが、次はシステムズアプローチの一般的な要件、共通する要件を並べております。まずリスク分析をしなければいけない。措置の有効性を検証する。これは当たり前のことでございます。要素としては、寄主植物に関する情報、対象ミバエ類に関する情報、システムズアプローチを設定する地域に関する情報でございます。

次は、日本語で言うと「文書化」になります。これはなかなかいい言葉がないのですが、いわゆる「documentation」と呼ばれることでございます。それから、記録の保持。2年以上を設定しております。すべてのリスク分析の情報、システムズアプローチの運用に関する情報、問題があった場合の是正措置(Corrective action)、これに関する記録は2年以上保持するべきであるという基準でございます。

もう1つは、ミバエ類のシステムズアプローチですから、いろいろな生産者、生産者団体、輸出者、各国の植物検疫当局以外に、いろいろな機関が関与しています。ですから、それぞれに関してはそれぞれの責任を果たしていただくのだけれども、最終的には輸出国、もしくは輸入国の NPPO (National Plant Protection Organization)、日本で言うと私ども植物検疫当局が監査をして、責任を持つべきということでございます。

次が特定の要件でございます。まずシステムズアプローチの設定と、3ページに行きまして、(2) システムズアプローチの維持、この2つに分けて書かれています。

1つは、これはひとえに ISPM でございまして、輸出入にかかわることですから、輸出入

国のNPPO、それから利害関係者による協議や協力、情報交換が必要でございます。それから、輸入国の適切な保護水準に応じた措置、及びその適切な保護水準を設定するために必要な措置を選んできて、そのレベルを達成するということでございます。適切な保護水準というのは、これもまた説明しにくいのですが、「Appropriate level of protection」、つまり日本なら日本としてどのくらいの措置を講じて、どのくらいの侵入防止を図れば日本の農業が守れるか。一言で言うとそのようなことでございます。

中身ですが、これまた3つの段階に分かれておりまして、1つは「収穫前及び収穫段階」、 それから「収穫後及び出荷段階」、最後は「搬入及び流通段階」でございます。それぞれの 段階において、講じる有効な措置があるということで述べられております。

まず「収穫前及び収穫段階」ですが、抵抗性品種を使う。収穫時期をずらす。栽培時期とも言えるかと思いますが、ミバエ類の少ないときに栽培してしまえば、汚染が少なくなる。それから、低発生地域を設定する。場合によるともっと狭い地域、一定の圃場、栽培施設に適切な防除をして、トラップでモニターをして、発生していないことを確認する。そのような措置が有効と考えられます。

「収穫後及び出荷段階」ですが、まず寄生を防止する措置。例えばネットを被せるとか、 適切な建物の中に貯蔵しておく。願わくば低温貯蔵する。それから、果物で腐っているも のは選別して適切にサンプリング検査を行う。腐っているものと申し上げたのは、ミバエ 類が卵を産みますと、そこの部分から腐ることが多いので、これは非常に有効な手段でご ざいます。それから、2国間で合意された収穫後の処理。これは「Treatment」のほうでご ざいまして、先ほど申し上げた蒸熱処理、低温処理を組み合わせてもよい。それは収穫後、 出荷の段階で行われるべきものでございます。

最後が、「搬入及び流通段階」。これは輸入国における措置も含みます。私どもとして現 段階において、輸入された後の措置というのはなかなか検疫措置として認めておりません が、場合によってはそういうこともあり得ると思います。適切にサンプリングして検査す る。

3ページに行っていただきまして、輸入国で適切な搬入地点を選ぶなり、搬入時期を選ぶなり、それから流通する範囲を制限する。つまり余り寒いところにはミバエは生息できません。ですから冬場のみに輸入するとか、それから、この地域ではたとえミバエが広がってもまん延・定着するおそれがない。そのようにリスク評価されましたら、そういう措置もあり得るということでございます。

次が、システムズアプローチの維持でございます。これはひとえに明文化された運用手順をしっかりと作成して、関係者で共有していくということでございます。もちろん NPPO による全段階における監視、運用手順の確認がございます。

2ページに戻っていただきまして、私どものコメントでございます。システムズアプローチの設定のところに戻りますと、「適切な保護水準(Appropriate level of protection)」という用語が使われていますが、これは実は国際植物防疫上の用語ではございませんで、WTOの一環でSPS協定というのがございまして、そちらで使われている用語でございます。ジュネーブで一生懸命議論しましたけれども、これは一体何かということで、私先ほど説明を申し上げましたが、なかなかしっかりした定義ができておりません。いわんや、どのぐらいの強さの措置をとればいいという定量的なものは一切決まっておりません。

私どもの用語として、もう1つ「Phytosanitary import requirements」、つまり輸入国 が輸出国に要求する植物検疫上の要求事項。少なくともこの用語を使ったほうがこの目的 には合致するし、かつ具体的であろうということで、「適切な保護水準」という用語を、「輸 入植物検疫要求事項(Phytosanitary import requirements)」にするべきであるというコ メントを入れたいと思います。

それから、2ページの一番下ですが、収穫後の処理でわかりやすい基準とするために、 例えば低温処理、熱処理、蒸熱処理という具体的なものを入れてはどうかということをコ メントしたいと思います。

この基準に関しては、以上でございます。

○坂田課長補佐 ミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチについて、今の ISPM に対する我が国のコメントとか、あるいは、そもそもシステムズアプローチに関する 御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 1ページの我が国のコメントでございますが、これは ISPM No. 14 の付録だけ でいいのではないかと思います。すなわち低発生地域の付録ではなくて、これはリスク管 理に関するシステムズアプローチですので、ISPM No. 14 の付録としたほうがいいのではないかと私は考えました。

それから、これは単純ミスですが、この資料の1ページの上から5行目、システムズア プローチの「ア」が抜けています。

それから、さっき阪村室長のほうから説明があった文書化について、文書化は、文書化

すべしと「should」が使われていますが、どういう内容についてかというのは「may」で書いてあるんです。「may」も他の要件を規定するときに、「may」がほとんど使われているのですが、文書化は例えば PRA は必須なので、ここに書いてあるのはみんな必須ではないかと私は考えました。もしこの中に入れなくてもいいものがあれば、そういうものはまた別に追加、あるいはこういうものも含めることができるとか、そういうことを入れたほうがいいのではないかというのが意見でございます。

以上です。

○坂田課長補佐 今3点御指摘をいただきましたが、2点目は単純に我々のミスでありまして、1ページ目の上から5行目の\*印の後のシステムズアプローチのところは、「システムズプローチ」になっていますので、こちらは訂正させていただきたいと思います。

まず最初に、我々のコメント、1ページ目の全体意見のところでありますが、今回のシステムズアプローチという ISPM としての提案があったわけですが、これについては我々としては、ISPM No. 14 の付録、あるいは ISPM No. 30 の付録とすべきというコメントを出すような予定をしておりましたが、今秋山委員のほうから、これは別に ISPM No. 30 の付録とするという意見は要らないのではないか、ISPM No. 14 の付録ということでコメントを出してはどうかということでしたが、こちらについては阪村室長から。

○阪村室長 ありがとうございます。おっしゃるように低発生地域というのは、あくまでシステムズアプローチの一要素でございます。ただし、かなり有力な要素ということで、私どもは ISPM No. 30 もあるのではないかと考えております。 ISPM No. 14 のほうがより適切かと思います。いただいた御意見をもとに、最終までに時間がございますので、しっかりと内容を見た上で、御意見に沿うような形でコメントをまとめていきたいと思っております。

○坂田課長補佐 ISPM No. 14 あるいは ISPM No. 30 の付録とすべきという意見について、 他にコメント、御意見はありますでしょうか。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 教えていただきたいのですが、資料1の1ページの左側の背景のところで4 つ書かれておりまして、単独の措置、一番下には費用対効果の問題等があります。この並び方は、さまざまなアプローチがあるという説明でしょうか。それ全体に対して総合措置が有効だと、そういうコメントになるのでしょうか。あるいは単独の措置に対する反論ということだけに限定されているのでしょうか。

- ○坂田課長補佐 阪村室長、お願いします。
- ○阪村室長 ありがとうございます。ここで4つ並べておりますのは、パラグラフ 22 から 32 にこのようなことが書かれているということでございまして、私どもとしては、このシステムズアプローチ自体はその効果は認める。もちろんリスク評価により費用対効果がある場合でございます。私どもの今回右に書いてあるコメントは、ISPM 全体の構成として、あえて単独で規定するよりも、一般的な病害虫に対するシステムズアプローチによる管理の ISPM No. 14 の付録として、ミバエ類編をつくったらいいのではないかということでございます。
- ○坂田課長補佐 今回、我々が作っている資料の1ページ目のところ、「背景」と書いてある左側については、英語の「Background」のところから抜粋して記載しております。我が国コメントの概要のところで、コメントとしては、そもそもこのミバエ類のリスク管理に関するシステムズアプローチという ISPM 案単独で提案されているわけですが、これも単独というよりは、既に既存の ISPM が 34 本ありますけれども、その中での例えば ISPM No. 14とか ISPM No. 30の附属書程度の位置づけにしてはどうかというコメントになっております。山浦委員、よろしいでしょうか。
- ○山浦委員 そうすると、その背景についての書き換えというニュアンスではなく、位置 づけが違うよというコメントを出したいということでしょうか。
- ○阪村室長 ここに挙げております4つの中身を変えるものではございませんで、単に ISPM の構成、これは34本ございますが、認められたものから片っ端から羅列しております。これを整理する意味においても、ISPM No.14は一般的な害虫のシステムズアプローチ による管理を述べている。ミバエ類は害虫の1つでございますから、その下に付録として、ミバエ類のものを入れたらいいのではないかというコメントでございます。
- ○坂田課長補佐 恐らく資料のつくり方がまずくて、混乱させてしまったのかもしれませんが、この背景に対するコメントではなくて、一番最初のコメントは、そもそもの全体のコメントとして提出したいということでございます。

他にコメント、御意見ございますか。

それでは、秋山委員からいただきました、ISPM No. 14 の付録という意見でいいのではないかということでしたので、こちらについては当局のほうで再度検討して、そのような御意見を反映させていくというふうにしたいと思います。

もう1点御指摘がありましたのは、資料4-①の附属資料を御参照いただきたいと思い

ます。5ページ目、[44] の 1.2、「Documentation and record-keeping」というのがあります。ここの下に [45] がありまして、そこの下から 2 行目を見ていただきますと、「Documents should be maintained for at least 24 months」と書いてあります。先ほど秋山委員から御指摘がありましたのは、ここで助動詞、「should」という一定の法的拘束力を想起させる文言が使ってある一方で、その下の[46] のところを見ますと、「Documents may include」。「may」というある程度法的拘束力というよりは、選択の余地を残す助動詞が使われている。この点について、この下の[46] の「may」というのは、「should」にするのが適当ではないかという御指摘だったかと思いますけれども、こちらについては、阪村委員お願いします。

○阪村室長 秋山委員の御指摘はよく分かりました。確かに、ここに書いてある少なくと も5つについては、システムズアプローチのドキュメンテーションとしては必須であろう ということでございます。基準委員会における議論においては、一つ目はまず「should」 で、こういうことであるべきである。それの内容としては、こういうものが含まれるであ ろうというのが、何か口ぐせのような決まりの文句のように踏襲し過ぎているところはあ るかと思います。各国の意見を聞いた上で、私どもとして今度の IPPC 総会で判断させてい ただきたいと思います。システムズアプローチというのはいろいろ要素があると、場合に よって違うと思いますから、もしかしたら、この5つのうち要らないものがあるのかもし れないということでございます。御趣旨はよくわかりました。ありがとうございます。 ○坂田課長補佐 今の点、やや法律テクニックな部分もあると思うのですが、原則的には 例えば「should」という、やや法的拘束力を想起させるような助動詞を使った場合につい ては、それが守られてない場合は、基本的には国際基準違反という言葉がいいか悪いかあ りますが、国際基準に沿っていないと解釈されるわけですが、そういった解釈に立ちます と、この [46] の「Documents may include」が、「Documents should include」になりま すと、このシステムズアプローチの認定を受けようとするときに、下に書いてある5つの ことが書かれていない場合は、国際基準に即していないということになります。「may」の 場合は、こういったことを含んだほうがいいということで、ある程度ガイドライン的な位 置づけになろうかと思いますが、そうした場合に、例えば青果実を輸入される立場とか、 あるいは青果実を輸出される立場になったときに、こういった文書化がされていないと、 国際基準に則していないというような国際基準をつくったほうがいいのか、あるいはそれ は各国の選択の余地を残したほうがいいのかという御意見があろうかと思いますが、この

辺について委員の方、コメントございますか。

山浦委員、お願いします。

- ○山浦委員 5つ並べるときの書き方が、それぞれ並列的に書いてありますが、例えば他の機関の文書ですと、カンマで置いて、最後に「and」にするか、「or」にするかという技術的な表現方法があるかと思いますが、そういう形はとらないのでしょうか。もしそこですべてを含むという形にするのであれば「and」であるし、「or」というのもいずれかという形になるかと思いますが、そういう選択はありますか。
- ○坂田課長補佐 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 御指摘のように、そのような書き方をしている部分も他の ISPM ではございます。もっと念入りにやらなければいけないというときは、例えば「Documentation may include but not limited to …」とか妙な言い方をすることがございまして、ここはたまたま、他にもあるかもしれない。それから、これらを全部含むべきではないのかもしれないという意味で、一番簡略な「may」ということを使ってあります。ですから、少なくとも「or」なり「and」で結ぶという形にはなり得ないと思います。
- ○坂田課長補佐 他にこの点につきまして、この文書化については、もう少し法的拘束力を強めたほうがいいのではないか、あるいは、ある程度各国の裁量でいいのではないかという御意見、コメントがございましたら。

米倉委員、お願いします。

- ○米倉委員 輸入国の事情でそのペストのリスクも違うわけですから、そこを固く条件づける必要はないと考えます。輸入国が必要に応じて、それを要求していくという性格のものであるほうが可能だと思います。
- ○坂田課長補佐 他に御意見、コメントございますか。
- そうしましたら、最初に秋山委員からは、ある程度ここに法的拘束力を想起させる「should」というもので統一したほうがいいのではないかという御意見もいただきましたし、あるいは米倉委員のほうからは、ここは輸入国で必要と思われる事項をある程度選択できるように、余り法的拘束力の縛りをかけないほうがいいのではないか、両方の御意見をいただいたところです。この点につきまして、当局としては今後検討ということで。
- ○阪村室長 先ほども申し上げましたが、こんなことを言うと怒られますが、ISPM なり基準委員会のほうで、割合定型的な言い方で、こう言うべきだという語法は余り決まっておりませんで、そういう意味では発展途上ですけれども、まず「should」で、ドキュメンテ

ーションはこういうものを守るべきである。その内容としては、こういうのが含まれるであるう。まずこの言い方が典型の一つだと思います。ですから、もしお差し支えなければ各国の様子を見まして、その上で一番よいと思われる用語を我が国も賛成したいと思いますが、いかがなものでしょうか。本質的には余り関係がないと言ったら失礼ですけれども、影響はないと思います。

- ○坂田課長補佐 秋山委員、コメントございますか。
- ○秋山委員 今の阪村室長の意見でいいと思います。ただ、さっき坂田さんの説明の中で、「should」が法的拘束力云々というお話がありましたが、いわゆる国際基準の中での「should」は、法的拘束力はないと理解されていると私は思っています。法的拘束力がある用法は、「must」なんです。この前から何回も私は同じことを言っているのですが。だから、さっきの説明はちょっと、「should」は法的拘束力があって「may」がないというような説明ではないのではないかと思いました。「must」だと、それを守らないといけない。「should」は、この基準の中ではリコメンデーション程度だと私は理解していたのですが、いかがでしょうか。
- ○坂田課長補佐 助動詞の問題については大分議論されているところかと思います。私の説明がちょっと補足したつもりがあれだったのですが、一般的に国際条約、国際法の観点で、助動詞1つで法的拘束力を論ずることは基本的にはない。例えば「should」だと法的拘束力を想起させる。強く想起させる。その程度の違いが出てくるということでございます。「must」だから法的拘束力があるとか、「should」だからないという解釈は基本的にはしない。ただ、それを想起させることが強いと。一般的に「shall」が使ってあると、法的拘束力を非常に強く想起させるという解釈を先ほど私が申し上げたかったところでございます。

その点はよろしいでしょうか。

- ○秋山委員 わかりました。
- ○坂田課長補佐 他にございますか。 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 言葉の問題で恐縮ですけれども、「shall」、「should」、「must」、「may」の問題は基準委員会でもいろいろ議論されておりまして、スペイン語圏の人が入ると余計ややこしくなるんです。私はスペイン語は分かりませんが、「should」という概念が確かないと私は伺っております。

少なくとも基準委員の間で、そのような議論で座礁したときにどういうふうに扱っているかといいますと、ここに書いてありますように、これはガイドラインです。IPPCにも紛争解決の手段はございまして、そちらに持ち込まれたり、WTOの紛争解決手続になった場合は、やはり「shall」、「should」、「may」というのは非常に、委員、パネリストに対するアピールの面では違ってくると思います。ISPM はあくまで IPPC としては加盟国に対するガイドラインであるという位置づけでございまして、その辺については余り深い議論はしておりません。はっきり条約上に規定している、条約は「shall」で書いてございますから、条約に規定している義務にはっきりと連なっているものについては、「shall」を使う場合もございますが、極力「must」、「shall」という表現は避けるような手法を IPPC では、このガイドラインに関しては使っています。

以上です。

○坂田課長補佐 先ほど御指摘いただきました文書化のところにつきましては、今後 CPM 等の場で、他の加盟国の対応なども踏まえて検討するということで進めさせていただきたいと思います。

米倉委員、お願いします。

- ○米倉委員 2ページ目のシステムズアプローチ、SAの策定についての我が国コメントの下のほうの部分ですが、「加盟国にとってより理解しやすい基準となるよう、収穫後処理の例示として、低温処理、熱処理、蒸熱処理方法等を記載すべき。」という記載がございます。ここには「等」と書いてありますので、これでよろしいと思うのですが、将来の技術の進歩、それから世論の変化もあると思います。ここで制限的にならないように、他の例示としてはよろしいけれども、それが制限的なこれしかいけないとならないような表現にしていただきたいと思います。
- ○阪村室長 コメント、ありがとうございます。ここで私ども挙げたのは、おっしゃるようにコメントの際には「等」をつけますし、一般的に現在使われておるものとして挙げさせていただきました。他意はございません。
- ○坂田課長補佐 その他システムズアプローチの基準案について、御意見、御質問ありますでしょうか。

それでは、最後までにもう一度何か思いつくことがありましたら、御意見いただければ と思います。

#### (2) ISPM No. 15 に採用する新たな消毒処理の提出(ISPM No. 15 の付録)

〇坂田課長補佐 続きまして、2つ目の ISPM 案であります ISPM No. 15 に採用する新たな 消毒処理の提出ということで、資料1の4ページ目になりますが、阪村室長のほうから説明させていただきます。

〇阪村室長 資料1の4ページからでございます。(2) ISPM No. 15 に採用する新たな消毒処理の提出(ISPM No. 15 の付録)とございます。

皆さんよく御存じのように、ISPM No. 15 というのは、国際貿易に使われる木材こん包材に関する基準でございまして、ある意味我々普段は気がつきませんが、世界で最も使われている国際基準だと私は認識しております。というのは、植物や植物生産物だけではなくて、何と植物検疫の対象でありながら、工業製品、鉱工業製品など植物以外の貿易にも植物検疫がかかわっているという1つの例でございます。

\*のところにありますように、ISPM No. 15 は、加盟国で統一の処理を木材こん包材に対して行って、その上で統一のマークをつける。IPPC マークと呼んでおりますが、これをつけることによって各国での輸入の際の措置を軽減する、もしくはなくすというものでございます。それは輸入国の要求事項の保護水準によります。加盟国の承認のもとで、世界で一律に実施されているものでございます。

そこで認められている措置というのは、Annex 1 にございますが、資料が必要な方は資料 6 に現行の ISPM No. 15 を添付しています。この Annex 1 に熱処理と臭化メチル処理、現在 この 2 つが承認された処理として認められております。今後いろいろな薬剤に対する使用 規制など、それから熱処理においても非常に便利な方法でありますが、木材そのものを痛めてしまう要素もあるから、メニューを増やしたいという声がありまして、今回の基準に なっておるわけです。

これには、[経緯] の3番目に、森林検疫に関する技術パネル(TPFQ)と植物検疫処理に関する技術パネル(TPPT)、この2つの技術パネルが絡んでおりまして、それぞれ専門家が検討して、この原案ができておるわけでございます。

その後の経緯をごらんになればわかるように、どのような試験をすれば、ISPM No. 15 で認められる基準となるのかということに関しては、その実行性も含めて議論がたくさんございまして、何遍もやりとりをしております。

では、中身に入ります。1つは左手のほう、序文です。これは植物検疫処理の1つでご

ざいますから、ISPM No. 28 (病害虫に対する植物検疫処理)の規定に基づいて評価されるべきであるということがあります。これはそもそもの目的は、2つ目のポツでございますが、この植物検疫処理の裏づけとなる技術的なデータを作成する開発者に対する試験の手順、得られたデータの評価手順、もしくは評価に関するガイドラインと御理解ください。ここに何も、これは植物検疫処理として認められる基準であるということが書いてあるのではなくて、試験のガイドラインと御理解ください。これは5段階に分かれて、ステップワイズの措置を経てデータを作成して、IPPCに提出することになっています。

5ページに参りまして、そこに表が出ております。これは木材こん包材に関係するであろう森林病害虫を網羅してあります。少なくともここに入っているペストグループはカバーしなければならない。つまり提案される基準は、これに対してすべて有効であるということが求められます。

そこで、私どもは1つコメントを入れております。これはすべての病害虫のグループを含んでおります。昆虫、病原菌、センチュウ。これはこれらのすべての病害虫をカバーして、1つの処理基準で処理してしまうことは非常に大変なことで、実行性が困難であるということで、示された病害虫グループのうちで供試対象とするものを選択して、つまりあるグループについては有効だけれども、違うものについてはなかなか難しいということを認識してつくるべきであるというコメントでございます。具体的には、ここで言う「All organisms」というのを「the pest groups」、グループに限るというコメントを入れております。

6ページに参りますと、ここでステップが書いてありますので、先ほどの説明がわかりにくかった部分はこちらの説明で御理解いただけると思います。まずステップ1は、何をすべきかといいますと、表1の中にあるグループごとに、提案する処理に対して反応が違うのかどうなのか。同じ反応であれば、わざわざグループに分けなくても、このうちから1つを選んで試験して、死にましたということを証明すればいいのです。

ただし、ちょっと想像いただければわかりますが、カミキリムシ等の害虫、病原菌、それからマツノザイセンチュウ、これらに対して1つの処理に対し、これらの病害虫が同じ反応を示すかどうか、同じように死ぬのかどうか。これは想像していただければわかると思いますが、特に病原菌と昆虫の感受性はかなり違う部分が多くて、1つの処理をもってこれら全部に有効な結果はなかなか出ないということがあると思います。先ほど申し上げたのはそういうことでございます。

ステップに戻りますと、ステップ1は、それぞれに反応に違いがあるのかないのか。グループごとに違いがあるのかないのか。つまり害虫は死ぬけれども、病菌もセンチュウも同じように死ぬ。そういうことであれば1つを選べばいいです。それを完全に殺せばいいです。ただし反応が違う場合、それぞれのグループごとに試験。グループで比較して、その一番強いものを選び出して試験をやる必要が出てきます。

そのグループの中には、例えば何十種、何百種の種が含まれますから、それらのものの中から一番抵抗性がある文献などを見まして、それから過去の実験などを参照して、一番抵抗性があろうと思われるものを選び出して、一番強いものを殺してしまえば、他のものはその処理で当然死ぬんです。そういうような選択を行うことになります。それがステップ2です。それに当たりましては、統計的に有効な温度、時間、処理区を設定して、少なくとも5つの処理区で死ぬかどうかを確認しないといけないという規定になっております。

ステップ3ですが、これは代替試験、供試する種を他の種で代替できるのかということでございます。例えばマツノマダラカミキリがいない国、そこでマツノマダラカミキリの試験をしなさいというのは植物検疫上大変な問題で、農林水産大臣の許可を得て輸入して、厳重な管理のもとに試験しないといけない。わざわざそのようなことをしなくても、例えば同じような感受性を示す種であれば、マツノマダラカミキリを使わなくてもよいのではないか。そういうことを検証するためのステップが3でございます。

その次のステップ4については、対象試験種に対する有効性の決定。つまりデータの信頼性。データが得られたのはいいけど、それは正しい手順で行われたのか、このデータはこの処理方法で、この害虫を殺すということをどのくらい信頼性があるのかということの検証でございまして、反復回数として少なくとも10回やりなさい。同じ試験を10回やって同じ結果を出しなさい。結果自体は同じでなくてもいいのですが、完全に死ぬということを10回証明しなさい。

それから、プロビット9というのがありますが、これは統計でかなり高いレベル99.9963 でしたか、そのパーセントのものを殺さなければいけない。生物学では100%という数字 はございませんから、まず完全に殺しなさいということを意味しているということでござ います。そのレベルの正確さで殺さなければいけないということでございます。

それから、ステップ5は運用試験と基礎試験の同等性でございまして、これは英語では「Extrapolation」と呼んでおります。例えば同じ虫を使っても、その虫がどういうタイプの木材に寄生しているのか。硬い木であるのか、やわらかい木であるのか、角材であるの

か、丸材であるのか、それから一般的に処理時点の温度や湿度はどうなのか。そのような ことをきちんと確認して、つまり試験におけるデータと実用におけるデータが同等である ことをきちんと証明しなさいというのが内容になっております。

私どもの2つ目のコメントですが、6ページのステップ2の最も抵抗性のある品種、これは「品種」と書いてありますが、種です。最耐性種、これを試験するに当たって具体的な、どれだけの虫なり病菌のコロニーを使って試験をやればいいのかということが明記されておりません。一般的に規模が大きくなれば、その試験は信頼性がある。小規模であれば、それはたまたま死んだのかもしれないという傾向がございますが、害虫でいくと、どのぐらいの頭数の試験をやればいいのかということでございまして、これはなかなか難しいことかと思います。

例えば私どもが見つけましたのは、アジア・太平洋地域植物防疫機関の地域基準がございまして、これは実はミバエの基準ではありますが、一応抵抗性の比較に関して 100 頭レベルでやることになっていますが、例えばそのようなスケールを例として述べたほうがよい。試験をやる者にとっては、そのほうが参考になるということでございます。

次はステップ4のところですが、10 反復の試験をやりなさいとございます。これはなかなか大変でございまして、私ども一般的にやっているのが3 反復を使っておりますから、3 反復にしてはどうかということでございます。

このコメントについては、植物検疫処理に関する技術パネルの専門家の見解もあるでしょうから、提起した上で、それらの専門的な知見を聞いた上で対処していきたいと思います。一応私どものやっているやり方として提起するというのが意図でございます。

以上です。

○坂田課長補佐 2本目の ISPM No. 15 に採用する新たな消毒処理の提出という基準につきまして、御意見、御質問があればよろしくお願いします。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 まず資料の5ページ、基準案の概要の上から3行目、「消毒処理は、表1の対象病害虫に感受性があること及び処理に対し」という記述があるのですが、表1に載せているのは、前のセンテンスで書いているように、二十幾つですか、「検疫病害虫」と本文のほうは書いてあります。表のほうは単なる「ペスト」になっていて、ここは表1の検疫対象病害虫グループとしたほうが適切ではないか。

それから、「感受性があること」というのは、日本語としてよく理解できないので、感受

性はここでは、消毒処理は、表1の検疫病害虫グループに効果があること及びその当該処理に対し、としたほうがよくわかるのではないかというのが1つの意見でございます。

それから、6ページに「抵抗性」と「耐性」と両方言葉が混在していて、よく理解できないので、「抵抗性」のところは「耐性」に直したらどうかというのが意見でございます。 それから、ステップ1から5まで書いてあるのですが、我が国が諸外国に解禁する場合に要求する試験は、基礎試験、小規模試験、大規模試験と3ステップを要求していると思うのですが、我が国が既に持っている基準を、ここで提案したらどうかというのが私の意見でございます。

特に、プロビット9レベルと書いていながら、反復数だけ指定している。プロビィット9は、さっき室長が言われたように99.9968%の殺虫率を担保できる処理ということで、通常3万頭試験して1匹も生き残らないというような規模を我が国は要求しているのですが、そういったレベルで試験すべきということをこの中に盛り込むかどうかです。ただ、木材害虫は3万頭も試験できることは非常にまれで、特にカミキリムシなんかで人工飼育が確立されていないものは、野外のものを持ってきて試験することが多いわけですが、そういったときには20回、30回試験して、ある程度供試虫数を確保することが普通に行われているわけで、そういったことも考慮しながらこの基準をつくったらどうかと考えます。以上でございます。

〇坂田課長補佐 まず 1 点目の御指摘ですが、こちらも英語の資料 4 - ①の ISPM No. 15 の 2 つ目の資料の 2 ページ目に、[7] として「important quarantine pest groups」と書いてありますので、ここを的確に訳をすれば、重要な検疫有害動植物になろうかと思います。日本語の記載が「病害虫」になっていますので、ここは検疫有害動植物というふうに御判断いただければと思います。

あと「抵抗性」と書いてあるところは確かにあるのですが、これは日本語の正しい使い 方としては「耐性」ですので、こちらは耐性でよろしいかと思います。

最後のところですが、日本語でお示しした資料にお戻りいただきまして、6ページ目にステップ1からステップ5と国際基準としての提案があるわけですが、これと既に我が国が、こういった耐性試験をする場合の基準があります。これとの整合性についての御指摘だったかと思いますが、その点については、阪村委員いかがでしょうか。

○阪村室長 ありがとうございます。まず感受性と言うと、やはり効果があると言ったほうがわかりやすいですね。その辺はよく考えて今後つくりたいと思います。

表1で、ペストグループが病害虫なのか、検疫病害虫なのかということですが、その議論は、ここでは病害虫にしてあります。これは基準委員会の議論では、国によって検疫病害虫であるか、「Neglected Pest」であるのか、それともそうではないのか、違うという意味で一般的に「病害虫」と言ってあります。それが検疫病害虫、もしくは規制病害虫でない理由です。

それから、抵抗性、耐性の部分はそういうことなんですが、ちょっと私も知見がなくて 申しわけない。よく調べて、きちんと書きます。

それからもう1つ、私どもの解禁のステップ、省令の別表2というのがありまして、そこで、一定の基準を満たしたものは、植物防疫法7条で禁止されているものであっても、輸入ができるという制度になっていますけれども、その解禁の手順で、先ほど秋山委員が言われたように、10万頭ではなくて3万頭ということを使っております。これはあくまで簡便な方法でございます。そこにつきましては、1つの私どもの科学的な見解だと思いますので、そういうことも取り入れた上でコメントを作成していきたいと思います。

- ○坂田課長補佐 秋山委員、回答に対していかがでしょうか。
- ○秋山委員 それで結構でございます。ただ、もう1つ、5ページの表の中の「bark beetles」がカミキリムシとなっていますが、これはキクイムシが妥当だと思います。翻訳のほうはキクイムシとなっているのですが、なぜかここはカミキリムシになっているので、キクイムシにしたほうがいいかと思います。翻訳のほうはちゃんとキクイムシになっております。
- ○坂田課長補佐 こちらのほうについては確認して、正しい記載に直したいと思います。 山浦委員、お願いします。
- ○山浦委員 質問と意見ですが、この処理提案について、薬剤耐性を持ってしまうような病害虫が存在するのではないかということを懸念していまして、そういったものに対する今後の処理の仕方はどう考えたらいいか。それから、これが最終製品に残留してユーザーに何らかの害があるといけませんので、その辺の残留性の問題について何か基準がつくられているのか。もしなければ、その耐性の問題と安全性の問題についての基準は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○坂田課長補佐 1点目の質問、この基準で一度処理として認められた後に、生物の進化 の過程で薬剤耐性のようなものが出てきた場合に、どういうセーフティネットを設けられ ているのかという御質問だと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○阪村室長 数点ございましたので、順番お答えします。資料4 - ①の、今やっているのは2つ目の基準ですね。通し番号がないので分かりにくいのですが、DRAFT APPENDIX to ISPM 15 と書いた資料の3ページのパラグラフ 15、四角で囲ってあると思いますが、こちらに熱処理の記載がございます。

これは生物タンパク質の「denaturation」、変性ですね、それが昆虫などの場合、熱処理では想定されます。それに関しては、そのトレランスは余り木材害虫に関してはないという記載が1つ、専門委員が調査した結果が載っています。

あと、山浦委員、薬剤耐性の問題ですが、そこに関しては、今後使っているうちに当然 薬効なり問題が出てくると思いますから、そういうことがあれば直ちに各国専門家で見直 すという是正措置(Corrective action)ではない、ケアが当然必要になってきます。

それから、安全性、残留の御指摘がございましたが、そちらについては、そもそもこれは ISPM No. 28 の基準に整合していなければならないというのを最初に申し上げました。 ISPM No. 28 というのは何かというと植物検疫処理に関する国際基準でございまして、今 IPPC の野心的な取り組みとして、例えばこの植物を消毒するにはこういう方法を使えばいいと、世界共通の基準ができないかということにしてございまして、放射線などについては既に何本か入っていますが、その中で例えば農薬の残留、それから植物、処理されるものの品質、さらには、その他人体とか食品衛生に関する規制については、この範囲外であるという注意書きがございます。

ISPMで決めているのは、あくまで植物検疫処理として、それが殺虫、殺菌に有効であるかどうかという観点からまとめられていますので、どうすればいいのかというと、各国がそれを採用する際には、農薬登録とか、食品衛生とか、品質面についてはそれぞれ検討すべきであるということになっていますので、そちらのほうで御懸念の向きはカバーされると思います。

- ○坂田課長補佐 ただいまの説明につきまして、山浦委員、何かコメントありますか。
- ○山浦委員 一応結構ですけれども、検疫措置であると言っても、総合的な観点というのはどこかで担保していったほうがいいのではないかという印象を持ちますので、他の国際 機関との協力関係はぜひこれからも持続していただきたいと思います。
- ○阪村室長 まさにおっしゃるとおりでございまして、例えば放射線処理であれば IAEA とか、化学品の残留などについては、割合今一般的に世界で使われているものをターゲットにしておりますから、今すぐに問題があるというわけではないですが、もちろん薬効だ

けではなくて残留のようなもの、もしくは食品衛生、品質に関することも今後の課題としては、当然検討していかなければならないことかと思います。

- ○坂田課長補佐 古茶委員、お願いします。
- 〇古茶委員 資料105ページに出ている我が国のコメントは、「All organisms」を「the pest groups」に変更と記述されています。この「All organisms」という左の文章を、「the pest groups」に変えただけだと文章的に非常におかしなことになりますよね。少なくとも、「グループ間で比較することにより」というのは取らなければいけないと思っているのですが、もう一回説明していただきたいのです。
- ○坂田課長補佐 最終的なコメントとしては英語にして出すわけですが、その前提として、 我が国がこの部分についてどういう懸念を持っていて、それでどういう修正を出そうと思 っているのかという背景みたいなことについて、もう一度説明してほしいということです ので、よろしくお願いします。
- ○阪村室長 懸念の一番根本は、フォローグループが挙がっていますが、すべてのグループに属する虫を一発で処理してしまう基準はなかなか難しい。害虫と病菌を一遍に効果があるような処理を探すのは難しいということでございます。その上で「All organisms」になるとすべてをカバーしなければいけませんので、せめて「pest groups」には有効であるということに絞らないと、なかなか現実的な検疫処理が出てこないであろうということを説明させていただいたものでございます。
- ○古茶委員 そうすると具体的には相当文章なども代わってきますよね。今の基準の文書を大幅に代えたものを日本側から提案しようとするのか。そうではなくて、まずはあるグループだけに適用しましょうと提案しようとの考えなのでしょうか。
- ○坂田課長補佐 今回コメントを出して、この具体的な修正案を示して、最終版としてコメントとして出すのか、あるいは考え方をまず提出して、後でみんなで意見を反映した文章にするのかという御指摘かと思いますが、これについてはどうでしょうか。
- ○阪村室長 おっしゃるように、このステップワイズのアプローチは、非常に総合的に絡まった関係を持って構成されていますから、1つこのコメントを入れますと、全部の構成が変わってき得ると思います。ここで御説明申し上げているのは、こういう趣旨のコメントを出したいということでございまして、これがもし加盟国で認められますと、また TPFQなり TPPT でドラフトし直しということになると思います。
- ○古茶委員 趣旨はわかりました。今の基準というのは熱処理とくん蒸とあるわけですが、

虫にも病菌にもセンチュウにも効くんだということで、あの基準が採用されているのだろうと私は思っています。今回はあるグループ、虫なら虫だけにこれは効きますよということになると、そういうものがこん包材の処理基準として採用できるのかどうか。かなり無理なところがあるとは思うのですが、すべてのグループに効くことを前提にして試験をすべきではないかと思っております。

○坂田課長補佐 ただいまの御指摘は、先ほど古茶委員から基準案の概要のところで御説明があったように、現行の基準案については表1に書いてあるものの中で、例えば薬剤なら薬剤に対する耐性が強いものを選んで、それについて試験をやって、それがある程度殺虫効果があると判断できれば、この木材こん包材にかかわる病害虫は基本的には駆除できるという基準案をつくるという構成になっているわけですが、今日本が出そうとしているコメントは、そういった病害虫横断的な処理というのはなかなか発明しにくいので、ある程度対象病害虫を区切って、この病害虫には効きますという処理案をつくるような形で、この基準の構成を変えたらどうかというコメントを出そうとしているわけですが、今古茶委員からの御指摘につきましては、そもそもそういうふうな基準案にしてしまうと、実際にこのこん包材はこの病害虫に効果のある処理は施してあるという記載になりますので、その他についてどうなんだということがなかなかわかりにくくて、逆に混乱してしまうのではないかということなので、やはり前提としては、木材こん包材に関連する病害虫すべてに効果があるという構成にしたほうがいいのではないかという御指摘だったと思いますが、この点について、阪村委員お願いします。

○阪村室長 非常に本質的な御指摘で私どもも勉強になるのですが、今の臭化メチルと熱処理は、すべての関連する病害虫を殺すという前提で組み立てられておりまして、世界 173カ国の加盟国がありますが、全部が承認しているわけではありませんが、少なくとも 150の国の検疫対象病害虫をカバーしている基準であります。

ただ、IPPCが保障している基準というのは、輸出国があり輸入国がある。つまり輸入国が発した要求事項を輸出国が満たすべきであるという、単に「One way」なんです。1対1の関係なんです。ただ、この ISPM No. 15 に関しては、世界中の国を木材こん包材は回り得ます。だから、回る国すべての検疫対象病害虫をカバーしないといけないという宿命を背負っていまして、そこが今の条約の枠組みとは違います。そこをまず御理解いただいた上で、すべてをカバーするのは無理、技術的には難しいという日本のコメントみたいに割り切ったものをつくるのか。それとも多少無理して、候補が出てこなくても、それは一発処

理して、一発スタンプを押して、世界中を回るほうにしたほうが簡単だよという選択をするのか。それは加盟国に任されている検討課題だと思うのです。まさに本質的な御指摘だと思います。

○古茶委員 熱処理は結構いろいろなものに効くと思うのですが、臭化メチルを選んだというのは、虫にはよく効くけど、他のものには効きにくいとか、そこら辺はみんな乗り越えてやっているわけですから、それを蒸し返すような話はやめたほうがいいのではないかと私は思うのです。

○坂田課長補佐 この件に関して、他の委員から御意見、御質問があればお願いしたいと 思います。

犬伏委員、お願いします。

○犬伏委員 私もここで引っかかっていたのですが、木材こん包材については以前やりましたよね。そのときには、国によって違う。輸出にしたところで、最初に木材こん包材をつくったところによっても違ってくるでしょうし、輸入国でどういうものが有害なのかによって違ってくる。前のときには、またそれを再利用するときに、何かするといったような気がしていたんですが、違いましたか。

ということで、それが前提であるならば、わざわざこれ書かなくてもいいのかなという 気がしたのです。左側のほうですべてに有効なもの。すべてと言っても絶対全部ではない と思いますが、それがされていて、中継をする途中途中でまたそのこん包材を使うところ で、再度輸出する先のところを考えて、それぞれにやっていくというのが現行なのかなと 思ったものですから、何でこんなにあえてまた書く必要があるのかなというのが疑問だっ たので、おっしゃったのが一番よくわかると思ったのです。

○坂田課長補佐 既に ISPM No. 15 については、臭化メチルと熱処理という処理が認められていて、今までは基本的にはこれはすべてに効くという前提に立って、各国が認めたものである。今回、我が国がこのコメントを出すことによって、今後新しく出てくる処理については、その前提に立たずに、どこかの特定の病害虫に効果があるということになってしまうので、そこはやはり整合性が保たれないのではないかという御意見だと思います。

その他、この点について御意見ありますでしょうか。あるいは、依然この辺が釈然としないという御質問でもよろしいのですが。

それでは、阪村室長お願いします。

○阪村室長 今の熱処理、臭化メチルというのは、ある意味非常に優秀な処理基準で、か

なりのスペクトラムをカバーできます。ただ、それが検疫の落とし穴でございまして、今 臭化メチルに関しては UNEP の枠組みでの規制が始まろうとしておりますし、熱処理につい ても、木材自体に悪影響を与えるなり、もしくは貨物をこん包したそのものを処理できな い。つまり中身が熱でやられてしまう。こん包した後に、それをそのまま処理するにはく ん蒸が可能性がありますが、熱をかけてしまうと中の機械が壊れるということもあります ので、やはり限界がある。その2つをリカバーするために新たな処理を開発しようではな いかということなのですが、この2つにかわる第2世代の処理方法はなかなか難しいと思 います。いろいろな薬剤はあるでしょうけれども。そういうこともありまして、今後は、 今までと同じような価値観でやるのは限界があるという考え方もあるとは思います。直接 の答えにはなっておりませんが、そういう背景でございます。

- ○坂田課長補佐 この点につきまして、他に御意見、コメントございますか。 等々力委員、お願いします。
- ○等々力委員 せっかくですから教えていただきたいのですが、この基準の今回の提案が 出てきた背景は、消毒のオプションをふやそうということだと思うのですが、検疫処理に 関しても、臭化メチルはもう削減の方向と。今検疫は例外だと思いますが、それは国際的 にどういうことになっているか、教えていただければありがたいと思います。
- ○坂田課長補佐 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 これはモントリオール議定書というオゾン層を保護するための条約で、皆さんよく御存じなのはフロンとか、ハロンとか、あの手のものが今規制がかなり進んでおります。臭化メチルについても、そのうちの1つであるということで規定されておりまして、土壌消毒などは不可欠用途と言いまして、絶対に必要なものしか使ってはいけないという規制になっております。今、等々力委員がおっしゃったように植物検疫に関しては、今のところその規制の除外になっております。なぜかというと大量のものを一発で、物流を余り阻害することなく消毒できるという便利な方法なので、その経済効果を考えまして、臭化メチルは除外でございます。

ただし2年ほど前から、モントリオール議定書締約国会合で、検疫用についても規制すべきであるという定義が、特にヨーロッパのほうから出されまして、今話し合いが進んでおります。現状ですが、なかなか合意というわけにはまいりませんで、臭化メチルがかなり比率が高い国においては、そう簡単にはやめられない。

それからもう1つは、土壌消毒ですと、その国で何か代替剤を見つければいいというこ

とになりますが、検疫になりますと、輸入国が要求事項を輸出国に出して、輸出国がそれを守って出していれば輸入された際に臭化メチルを使う必要がない。わかりますか。つまり輸出国できれいにしないで輸入国に輸出するから、うちは臭化メチルを使わざるを得ないという妙な関係もありまして、リーズナブルな世界的規制を引くのはルール化が難しいということもありまして、今一生懸命話をしているところです。

ただし IPPC 事務局としては、今すぐやめる、やめないの話はとにかく、2年前に「Recommendation」を出しまして、代替措置としてはこういうものがありますとか、臭化メチルの使用量をなるべく減らしましょう。代替薬剤を使ったり、気密のよい倉庫を使ったり、輸入に当たってマンダトリーの薫蒸。つまり輸出国で必ず消毒をするというような要求事項はやめましょうという「Recommendation」を出しておりまして、今後規制の方向に向かうというのは確かでございます。まだ具体的に決まったものは何もございません。〇坂田課長補佐 この点につきまして議論がまだ尽きないかと思いますが、時間もありますので、この点は後ほど、当局の対応としては検討してこの場でまた御連絡したいと思いますが、とりあえずここについては議論はここまでにして、今回の国内連絡会としては、我が国のコメントについては、今までの前提を覆すものであるので、再検討という御意見をいただいたということで、もう一度我々も専門家に対して検討を依頼したいと思います。その他、ISPM No. 15 の件について御意見、コメントはありますでしょうか。

#### (3) 国際貿易される栽植用植物の総合措置アプローチ

○坂田課長補佐 それでは、次は国際貿易される栽植用植物の総合措置アプローチということで、3番目の各国協議にかかっている ISPM 案につきまして、北原のほうから説明させていただきます。

○北原係長 3番目の国際貿易される栽植用植物の総合措置アプローチについて説明させていただきます。

概要は、栽植用植物に対し、輸入検査等単独措置にかわる又は追加する総合的な病害虫リスク管理のための措置の策定及び実施に関するガイドラインです。栽植用植物というのは、苗とか球根でして、直接圃場に植えつけ定着させるために病害虫侵入のリスクが高いものです。それに対する検疫措置としては、輸出国においての栽培地検査とか、輸入国での隔離検疫措置、輸入禁止等の措置があるのですが、単独の措置だけではなく、複数の措

置の組み合わせによりリスク管理を実施することが本基準の内容となっております。

経緯としましては、2007年2月に専門家作業部会(EWG)で原案を作成して、2008年、一度基準委員会で原案を検討しましたが、内容的に輸出入国のNPPOにおける責任の明記がないとか、基準自体に不十分な点があるということで、一度EWGに差し戻しになりまして、再度2008年12月に再検討行いまして、今年5月に各国協議案として承認されております。

基準に対する概要の前に、我が国から、この基準全体の意見がありまして、「総合措置アプローチ (Integrated measure approach)」というのがこの基準のタイトルですが、それと「システムズアプローチ (Systems approach)」の定義の違いを明確にすべきというのを、この基準に対する全体意見として出す予定です。

というのも、最初にミバエに関するシステムズアプローチのところで説明がありましたが、システムズアプローチというのは複数のリスク管理措置の組み合わせでして、それは ISPM No. 5、植物検疫の用語集できちんと定義されているのですが、今回、総合措置アプローチ (Integrated measure approach) に関しても、この基準の中身を見ると、ほとんどシステムズアプローチと同じような内容、意味ではないかということでして、それであればきちんと総合措置アプローチの定義に関しても、システムズアプローチと同じであれば、同じ用語として統一したほうがいいのではないか。違うのであれば、きちんと用語の定義を明確にしたほうがいいのではないかといった趣旨のコメントを出す予定です。

まず基準策定の背景です。栽植用植物というのは、一般的に他の植物、例えば切り花とか、果物とか、野菜とか一般的な消費用植物より病害虫のリスクが高いので、リスク分析の結果を踏まえて、適切な措置が実施されるべきである。

栽植用植物の輸出検査においては、検査対象が主に害虫ではなくて、病菌とかウイルスなので、目視検査での発見が困難、あるいは病徴が検査時に潜在する可能性等の状況があります。

総合措置アプローチというのは、単一の措置、具体的には輸出入検査だけでなく、複数の措置を含む総合的な措置の策定による病害虫リスク管理でありまして、次のページに行きますと、輸出入国のNPPOだけではなく、生産段階において生産者の管理も必要だということ。輸出入検査で発見が困難な病害虫、科学的に不明な病害虫や汚染病害虫に対しても効果があるということ。隔離検疫措置及び輸入禁止の代替措置として適用し得る、ということが概要のほうに記載があります。

これに対し、我が国から1点コメントがありまして、一番最後の箇所です。総合措置ア

プローチが、「隔離検疫措置及び輸入禁止の代替措置として適用しうる。」という記載があるのですが、最終的にどういった措置をとるかというのは輸入国の判断であるので、あえて記載する必要はない。そこで、この原文の削除を提案する予定です。

次に、総合措置アプローチを決定するためのリスク分析の検討要因として4つあります。 1つ目が病害虫に関する要因。病害虫に関する要因としては、対象病害虫の発生の有無、病害虫の種類、定着及び蔓延の可能性、年間の増殖率及び世代数等。

2つ目の要因としては、植物に関する要因がありまして、植物の種類として組織培養体、 穂木、接木、根付き植物、こういったリスクが低いものから高いものの順に並んでいる要 因があります。

3つ目としては、生産方法に関する要因。栽培地の培地に関して、土とか滅菌済みのもの、かんがいにおいてはかんがい水の質、その他の生育条件が、ガラス室なのか圃場かによってリスクの要因が変わるということです。

4つ目の用途に関する要因としては、その植物をどういうふうに使うかということで、 3つの用途に分かれておりまして、「連続栽培ではない植物」、「連続栽培用の植物」、最後 に「繁殖用の植物」があります。「繁殖用の植物」には「種バレイショ」といったものが想 定されます。

この点に関して我が国からコメントがあるのですが、「連続栽培でない植物」と「連続栽培用の植物」の違いを明確にすることが必要ではないかということでして、よりわかりやすい基準とするように、我が国からの提案としては、「連続栽培でない植物」の例示として、「促成栽培用球根」。これは人工的に低温を加えて早く咲かせる球根でして、その他には「観賞用の一年生の苗」を追加すべきというコメントを出す予定です。

次に2番目のリスク緩和措置の適用に関しては、生産地で適用されるリスク緩和措置の 強度は、特定されたリスク分析に基づいて実施するということです。

9ページに移りまして、総合措置アプローチとしては、リスクの高さに応じて大きく2つに分かれまして、1つ目が一般的総合措置アプローチ。これはすべての栽植用植物に対する一般的な総合措置アプローチです。2つ目が、リスクが高くて一般的な総合措置アプローチでは要求事項を満たすことが不十分な場合には、高リスク条件下における総合措置アプローチというふうに、2つに総合措置アプローチが分かれております。

1番目の一般的総合措置アプローチの要件ですが、輸出入国の NPP0 は、要件を満たす生産地を認証することができる。ただし、違反事例があった場合は、是正措置が完了するま

でその認証を停止する。内容としては、植物の購入、生産、保管、流通に関する記録の3年以上の保持、指定作業員による植物の目視検査、消毒及び検疫システムの構築。こういったものが一般的総合措置アプローチの要件となっております。

2番目に、高リスク条件における総合措置アプローチの要件としては、病害虫管理計画や生産地の行動規範を含むマニュアルを作成しなければならない。輸出国 NPPO は、当該マニュアルが輸入国の条件を満たす場合は、仕向け地を特定して認証できる、ということが書かれておりまして、1番目の生産地のマニュアルに関しては、関係者の役割と責任、生産管理、病害虫管理計画や内部監査報告及び生産地を起点とするトレサビリティ等の要素を含めます。

2番目に病害虫管理計画、3番目に病害虫の同定・防除に関する知識がある専門家の雇用。その他、従業員のトレーニング、すべての植物体の検査、適切なこん包及び輸送、内部監査の実施、3年以上の記録の保持、こういったことがマニュアルとして作成しなければならないとなっております。

これに関して我が国からコメントがありまして、9ページに戻っていただきたいのですが、このマニュアルの内容に関して、輸出国が一方的に作成するのではなくて、輸入国の検疫条件と合致する必要があるので、そのマニュアルの作成に当たっては、輸入国の関与が必要である旨の指摘をする予定です。

10ページに戻っていただきますと、生産地の不適合事例としては、2つのパターンがありまして、重大な不適合事例があった場合は、NPPOは直ちにその生産地の認証を一時的に停止する。重大な不適合事例というのは、生産地で病害虫が発見されたとか、正しい試験とか手順を行っていない。こういったものが重大な不適合事例です。

もう一方、重大でない不適合事例というのがありまして、重大でない不適合事例があった場合、輸出国 NPPO が求める是正措置を期限内にとらなければならないということで、直ちにその認証を一時停止するものではない。ただし、当該事例が複数回だった場合とか、是正措置が完了したことを輸出国 NPPO が確認するまでは輸出を停止しなければならない、ということになっています。

重大でない不適合事例というのは、記録の保持を怠る、管理者や専門家の異動について 通知しない。こういった内容となっております。

4番目の輸出国 NPPO の責任としては、5つあります。1つ目がリスク分析に基づく総合 措置アプローチの確立、2つ目が生産地への認定許可、3つ目が認定した生産地の監査、 4つ目が輸入国要求事項を満たした植物への植物検疫証明書発給、5つ目が輸入国 NPPO に対して十分な情報提供。

これに対して、我が国からコメントがありまして、10 ページに戻っていただきますと、輸出国 NPPO の責任として、1 つ追加すべきということで、追加する責任の内容としては、輸入国 NPPO が生産地の現地視察を実施する場合は輸出国 NPPO が支援を行うということを、輸出国 NPPO の責任に追加することを提案する予定です。日本において、実際に輸入解禁手続等の現地確認施設の調査のときには、輸出国の NPPO の方の案内とか同行を受けて実施していますので、ただ単に輸入国が輸出国に一方的に行って現地視察をするのではなくて、輸出国も適宜、輸入国 NPPO に対して支援を実施するという内容です。

5つ目の輸入国 NPPO の責任としては、総合措置アプローチにより生産される植物は、全 積荷の集中的な検査を要求されないかもしれないということ、輸出国から提出された生産 地認定制度のレビュー、輸出国への監査結果の通知。その他、輸入国におけるトレサビリ ティシステムの構築。一番下のところは間違いでして、輸出国 NPPO とありますが、これは 正しくは輸入国です。輸入国 NPPO による輸出国の監査、こういったことが輸入国 NPPO の 責任として記載されております。

これに対して、我が国から1点コメントがありまして、一番上の総合措置アプローチにより生産される植物は、全積荷の集中的な検査を要求されないかもしれない。「may not require」という原文ですが、この記載については、最終的に輸入検査を実施する、しないというのは、輸入国の判断によるので、あえて記載する必要はないということで、原文の削除を提案しております。

以上です。

○坂田課長補佐 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見があればよろしくお願い します。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 これも単純ミスだと思うのですが、8ページの2. リスク緩和措置の適用の 1ポツで、「特定されたリスク分析」と書いてありますが、これは特定された病害虫のリス ク。原文は、リスクアナリシスではなくて、ペストリスクになっているんです。「特定され たリスク分析」というのは、「特定された病害虫のリスクに基づいて実施する」とするべき ではないかと思います。

それから、単純ミスが7ページにもあって、背景のところの2行目、されるべきである

の、「ベ」が抜けている。それから右側のカラムで、Integrated measure approach で、「s」が抜けている。これは単純ミスでございます。

以上でございます。

○坂田課長補佐 今の御指摘につきましては、直した上でホームページに載せることでよ ろしくお願いします。

他に御意見等ありますか。

増田委員、お願いします。

- ○増田委員 1つ教えてほしいのですが、このところの考え方は、現行のものをもう少し 緩和して、輸出入検疫の部分を自由化するというか、物事を通りやすくするという基本的 な認識があっての論議でしょうか。その辺のことを教えていただきたいと思います。
- ○坂田課長補佐 この総合措置アプローチをなぜ導入するのか、それは輸入時の検査を緩和するためにやるのかという御指摘だと思いますが、こちらについて、阪村委員お願いします。
- ○阪村室長 システムズアプローチと総合措置がどう違うのかというところで、ミバエのところでも私御説明申し上げましたけれども、栽培用のものについては、例えばウイルスとか、バクテリアとか、微小害虫のような非常に輸入検査では対応しにくいものがあるという前提でございまして、禁止とか、隔離とか。隔離というのは検疫ですね。輸入後に栽培して、ウイルスがいればその症状を観察する。そのような比較的負担の重い措置が主流でございましたけれども、そうではなくて、きちんと栽培地においてウイルスに汚染されないようにすれば、もしくはきちんとコントロールをすれば、あえて輸入時点でそのような重い措置を課さなくてもいけるはずだという、リスク分析の結果に基づいた措置をとれるのではないかというガイドラインです。ですから、お立場によって、これは緩和だとか、強化だとかいろいろあると思うのですが、事基準委員会においては、また私どものとらえ方としても、リスクに応じた検疫の1つであると、ニュートラルに構えております。
- ○増田委員 ありがとうございました。
- ○坂田課長補佐 他に御意見、御質問があればお願いいたします。 そうしましたら、また後ほどあればいただければと思います。
  - (4) チチュウカイミバエに対する放射線照射 (ISPM No. 28 の附属書)

○坂田課長補佐 続きまして、4本目の各国協議にかかわる ISPM 案ですが、こちらについても北原から説明させていただきます。

○北原係長 4番目のチチュウカイミバエに対する放射線照射 (ISPM No. 28 の附属書)ですが、ISPM No. 28 というのは、くん蒸、低温処理、熱処理といった検疫処理は各国の基準で実施していますが、それの調和のとれた基準を策定するという試みでして、今回は ISPM No. 28 の附属書に追加する候補として、チチュウカイミバエの放射線処理が提案されています。

対象の品目は、すべての果菜類、最低吸収線量が 100Gy、効果としては羽化防止です。 なお、この基準のただし書き、footnote のところに書いているのですが、加盟国の国内法 は本基準より優先されることとされており、本基準等に基づく処理方法を採用することは 義務ではないということが明記されています。つまり、この基準をミバエの消毒に使うか どうかというのは、各国の裁量に委ねられることになります。

経緯としては、皆さん既に御存じだと思うのですが、2009年4月に、既に8本の放射線処理が ISPM No. 28 の附属書として採択されていまして、参考として 13 ページのところに記載しています。附属書 No. 1~8 においては、去年の IPPPC 総会で採択されております。メキシコミバエ、ニシインドミバエ、ウスグロミバエ、こういったミバエ類に対する羽化防止効果の放射線照射基準が提案されています。また、本年3月の IPPC 総会においては、9番、10番、11番の3つの対象病害虫に対する放射線照射が採択されております。

今回、チチュウカイミバエの処理基準が出てきたのですが、当初は、他のメキシコミバエ、ニシインドミバエ等と同じような時期に提案されたのですが、専門家の作業部会で、チチュウカイミバエに対しては文献上の精査が不十分であるという判断により、提案が遅れて、今回のタイミングで出てきたという経緯があります。

これに対する我が国の対応・意見ですが、根拠文献に基づいて技術的に正当な基準であるのか、植物検疫上の有効性について検討した結果、特段の問題はないということです。 なお、食品への放射線照射は、我が国は食品衛生法の規制がありまして、日本国への農作物には適用されないということになっております。

以上です。

- ○坂田課長補佐 この基準案につきまして、御意見、御質問があればお願いします。 佐々木委員、お願いします。
- ○佐々木委員 資料のつくり方ですが、13ページの資料は、実は平成21年3月の会議の

資料には、最初トピックスとして提案されたときの一覧表があり、対象害虫がきちんと学名と和名に分けて書かれていました。その中から今回まで含めて11種類の害虫に対して照射のガイドラインが決まったのですけれども、当時14ですか、提案されているのは。今年2月のときにも資料が出されていまして、そのときは9、10、11を含めて、その他に2種類ですか、アリモドキゾウムシとか、イモゾウムシというのも出ていました。資料のつくり方が、最初のときはトピックスの全部の虫がきちんと説明されていて、その後に ISPMで何番、何番が出ましたよ。その次のときには残りの5つが出されて、3つが通ったというのが今回わかったのです。では、残りの2つはどうなったのかということがあります。それから、先ほどの説明ではチチュウカイミバエについては、前の提案のときに資料が不足というふうになっていたのですが、今まで出たことがないと思うのです。国内連絡会の中には、チチュウカイミバエが名前として記録されていないような気がするのです。資料を見落としたら申しわけないのですが。

何を言いたいかというと、継続している案件については同じ資料の作りにしてほしいということなのです。きちんと学名を書いて、和名を書いて。その他も同じです。効果と最低吸収線量と対象品目は同じなのですが、対象害虫に和名なしという書き方はないと思うのです。普通はきちんと学名があって、その横に和名があって、和名はありませんと。ただしミバエの一種とか、何か書きようがあるのではないかと思いました。継続案件については資料をそろえていただきたいという意見です。

以上です。

- ○坂田課長補佐 資料のつくり方につきましては、次回から気をつけるということですが、 先ほど御指摘のあった、前回検討されていると言われていた2つの残りのものについての 現在の状況の説明をお願いします。
- ○北原係長 前回、残りの2本ということで、アリモドキゾウムシ等が今回の今年の3月の IPPC 総会で先送りになりました。提案にかけられたのですが、加盟国から反対意見がありまして、先送りになりまして、現在、専門家の作業部会のほうで再検討を行っている状況です。チチュウカイミバエに関しては、今回初めて提案されたものです。当初は、メキシコミバエとか、ニシインドミバエと同じ時期に検討がスタートしたのですが、ちょっとデータ不足があったので、専門家の作業部会のほうで、十分練ってから加盟国の採択に諮ろうということで、提案が遅れておりました。
- ○佐々木委員 提案そのものは初めてということでよろしいですね。

- ○北原係長 そうです。
- ○坂田課長補佐 山浦委員、お願いします。
- ○山浦委員 教えてほしいのですが、チチュウカイミバエで、以前日本に入ってきて大騒ぎになった記憶があるのですが、このチチュウカイミバエに対する放射線照射の世界的な実態はどういうものなのかということ。それから、今後日本にもしこの問題で被害が出ることになった場合に、これについては現行の食品衛生法上の規制を今後も継続するということでよろしいかどうか。
- ○坂田課長補佐 1点目は、チチュウカイミバエに対する放射線照射の実態がもしわかればということ。もう1点は、今後このチチュウカイミバエの放射線処理、今は現行の食品衛生法の規制があって輸入食品には使われないが、今後どういう対応をされるのかということであります。1点目については、後ほど専門家に確認した上でお答えしますが、今後の話につきましては。
- ○阪村室長 食品衛生法の規制については、これは厚生労働省の案件ですが、私どもこういう基準を採択するに当たっては、すべて情報をお流ししておりますので、そういう検討がなされると思っております。

それから、チチュウカイミバエに対する放射線処理の世界的な現状ですが、これは何か情報がありますか。——ハワイ産のものをアメリカの本土に持って行く際に適用になっている。パパイヤですか、マンゴー。ちょっと確かな情報がないので申しわけございませんが、チチュウカイミバエに対してはそういうことです。

あと東南アジアでございますが、熱帯の果物について、フィリピンなど一部適用がある と思われます。チチュウカイミバエは分布しておりませんので、ミカンコミバエなりウリ ミバエということになるかと思います。

- ○坂田課長補佐 他に御意見、コメントございますか。
  - (5) プラムポックスウイルスの診断プロトコル (ISPM No. 27 の附属書)
- ○坂田課長補佐 それでは、次に最後の5本目ですが、プラムポックスウイルスの診断プロトコルということで、北原から説明いたします。
- ○北原係長 5番目のプラムポックスウイルスの診断プロトコルについて説明させていた だきます。病害虫に対する診断プロトコルが ISPM No. 27 でして、病害虫がどういった種類

とか分類学的に特定する手順というものです。これは ISPM No. 28 と同様に、附属書としているいろな病害虫の検索表がついていくという構造になっております。今回はプラムポックスウイルスに対する病害虫同定診断プロトコルの作成が提案されております。

経緯としては、2006 年4月に IPPC 総会で、プラムポックスウイルスを対象とした病害 虫診断プロトコルの新規トピックが採択されまして、2008 年6月に、同定診断の専門家の 技術パネル (TPDP) というのがあるのですが、そこで原案を作成しております。本年の3月ですが、既に委員の方に御紹介したように、IPPC 総会において「ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル」が ISPM No. 27の附属書の第1号として採択されております。この他に ISPM No. 27の附属書の候補として、ミバエ類、ゾウムシといった害虫等、大体40種類ほどの病害虫のプロトコルが作成中となっております。

こういった診断プロトコルなのですが、日本とか先進国の国々は既に同定診断の手順は持っております。ただ、IPPC の加盟国は 173 カ国ありまして、検疫制度が不十分な途上国としては、こういった同定のガイドラインが必要だという要望がありまして、診断プロトコルがつくられている現状があります。

基準の中身ですが、かなり専門的なことになるのですが、プラムポックスウイルスというのは、サクラ属に被害を及ぼして、経済的ロスも大きいものです。1917年にブルガリアで初めて発生が確認されて、各地に分布しているものです。

次のページをめくっていただきますと、内容的に専門的なものなので簡単に説明させていただきますと、検出と同定としては、自然条件下では、サクラ属の西洋スモモ、桃などに感染することがわかっております。その他、この基準の内容としては、生物学的検定とか遺伝子工学の内容として、ELISA法、PCR法といった遺伝子工学の方法があるのですが、これらを用いて、プラムポックスウイルスの同定のプロトコルが提案されております。

横浜に調査研究部といった植物防疫所の専門部署がありまして、そういったところを中心に基準の内容を確認したところ、我が国から何点かコメントがあります。1点目としては、宿主に梅を追加すべきだということです。これは2009年、昨年、日本において初めて東京の梅から感染が発見されたというのがありまして、宿主に梅を追加すべきということ。

検定方法としては、PCR 法といった遺伝子の方法があるのですが、その他にも LAMP 法といった方法がありまして、これも簡便、迅速であり、現状有効な方法ということなので、 検定方法の中に LAMP 法も追加すべきというコメント。

次のページに行っていただきまして、5番目の記録の保持のところで、「サンプルは、-

80℃あるいはフリーズドライで室温保管」とありますが、一般的に「-20℃」で十分に保管可能というのがありますので、「-80℃」を「-20℃」に変更すべきということをコメントとして出す予定です。

以上です。

○坂田課長補佐 ただいまの説明につきまして、内容はかなり技術的な内容ですので、この機会なので、プラムポックスウイルスについて何か御質問、コメントあればお願いいたします。

佐々木委員、お願いします。

- 〇佐々木委員 質問ですが、15 ページのコメントの2つ目のポツです。「minimum requirements」は本文中に2カ所あるんですが、これは両方ともですか。タイトルとなると、フローチャートのタイトルのことを言っているのでしょうか。それによって大分意味合いが変わってくるのです。本文で言うと12と13のパラグラフになります。12のパラグラフの2行目から3行目にかけてと、13の Figure 1の最初のところと2カ所あって、どちらもですか。
- ○北原係長 これはそうです。パラ12、13両方とも対応するということです。
- ○佐々木委員 それはちょっとおかしい。これは分子生物学で、やる国が少ないからということではなくて、やるんであれば最低これだけはやってくださいという選択肢を示したフローだと思うのですが、これが「recommended」になるとかなり緩くなって、推奨ですよね。やってもいいですよというのでは同定できないと思うのです。このあたりはもう一度、専門家の方に本文をきちっと見ていただいて。国が少ないのではなくて、やるのではあればこれはきちんとやらなければいけないよというふうに私は読んだので、このあたりも検討をお願いしたいのです。
- ○北原係長 御趣旨は理解しました。こちらとして、専門家のほうで再度この内容について検討させていただきたいと思います。
- ○坂田課長補佐 他に御意見、コメントありますか。 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 先ほどの佐々木委員のこと、それから北原の応答につきまして、追加のコメントになると思いますが、多分この趣旨は、私どもの専門家もそうなのですが、先々週にアジア地域でこのようなお話し合いを持ちました。ここのコメントは、「recommended」にするのは、きっちりと生物検定をやっている国が少ない。PCR 法でやっている国が多い。

だから「recommended」のほうがいいんだと、そういうような意図だったと思います。つまり日本は割合積み重ねできています。PCR 法というのは、最良とは申しませんけれども、最新の方法ですよね。「minimum」が生物検定になってしまうと、生物検定をやらなければいけないということになりますよね。

- ○佐々木委員 これは、やる場合の「requirment」ではないんですか。のフローというふうに。「minimum requirements」というのは、このフロー、生物検定をするときには最低これは見てくださいという流れではないのですか。そこの Figure 1の説明として書いてあるということであれば。本文中の「minimum requirements」ならわかるのですが、Figureのタイトルとしては、これをやるんだったら、これは最低基準だよということではないのかなと見えたのですが。後で専門家の方と相談していただければ結構だと思います。
- ○阪村室長 私もすべての書かれていることについて、全部知見があるわけではございません。趣旨は、PCR 法でやってもいいよね、生物検定、ELISA 法でやってもいいよねということで、その国の実力に応じて最大限のことをやってくださいということかと思います。
- ○佐々木委員 それは本文中に書いていただければ問題なくて、この Figure の説明としてはちょっと違うのではないかということです。
- ○阪村室長 了解しました。
- ○坂田課長補佐 その他御意見。増田委員、お願いします。
- ○増田委員 細かなことで恐縮ですが、作目の表記ですね、梅とか、桃とか、ここでは漢字で書いていますが、知財課の品種登録でこれは平仮名を使っていますよね。平仮名と片仮名、かんきつとかやっているのですが、その辺は何か意図があってこのような表記をしているのでしょうか。
- ○北原係長 特段の意図はないので、今後注意させていただいて、次回からきちんとした 表記に直させていただきたいと思います。ありがとうございます。
- ○坂田課長補佐 他に御意見、コメントありますか。

そうしましたら、時間が余りないのですが、ここで休憩をはさませていただきまして、 15分から再開させていただきたいと思います。15分になりましたら始めさせていただきま す。よろしくお願いします。

## [暫時休憩]

○坂田課長補佐 まだ一部戻られていない方はいらっしゃいますが、時間もありますので、 ここからは説明というよりも御報告になりますので、進めさせていただきたいと思います。

## ISPM 仕様書案の説明と我が国から提出した意見について

○坂田課長補佐 次の議題であります ISPM 仕様書案の説明について、北原のほうから説明 します。

○北原係長 説明する資料は、資料番号2になります。ISPM の仕様書の位置づけということで、委員の方々は御承知かと思いますが、資料7で ISPM の仕様書の位置づけを簡単に説明させていただきます。資料7で ISPM 策定手続の一覧が書いてあります。ISPM というのは全部で8つのステップがありまして、議題1では、ステップ5に当たる加盟国協議について先ほどまで説明しておりまして、これが ISPM 案のドラフトについての各国協議がかかっていたものに対して説明しました。

今回、仕様書の説明ですが、仕様書というのはステップ3のところにありまして、新規トピックが採択された後に、どういった基準をつくるかという設計図のようなものでして、 具体的にどういった内容を盛り込んで、どのような専門家が集まって基準をつくるかという、A4で大体1枚から2枚ぐらいの内容になっているものです。

これに関しては、本年7月15日に、基準委員会において3本の仕様書案が各国協議に諮られることが決まりました。この仕様書案に対する各国協議ですが、コメントの提出が9月13日までとなっておりまして、今回は、今どういった基準が策定中であるかというのを御紹介という形になります。仕様書案に関しては、各国協議にかかる時期が決まっておりませんで、基準委員会あるいはIPPC事務局が判断した時期に、各国協議に諮られることになります。ISPM案に関しては、おおむね6月下旬から9月末まで100日間の各国協議が決まっておりますが、仕様書案に関しては、いつ各国協議に諮れるかというのは定かではありません。

今回、3つの仕様書案の各国協議に対して、それぞれ我が国からコメントを出しておりまして、それについて概要と我が国のコメントについて説明させていただきます。

1番目が、「航空コンテナ及び航空機による病害虫移動の最小化」というものです。この 内容ですが、航空機及び航空コンテナは、長距離を短期間で移動することから病害虫侵入 の重要な経路となっております。そこで本基準は、病害虫のリスクを最小化するための適 切な措置に関するガイドラインです。

今回は航空コンテナと航空機が対象になっておりますが、海上コンテナと船舶に対する 病害虫移動の基準が ISPM 策定プログラムの中に含まれておりまして、これに関しては、今 年1月に各国協議に諮られまして、現在は既に基準委員会で仕様書というのが確定してお ります。

この海上コンテナ及び船舶に関する基準というのは、来年1月、ニュージーランドで専門家作業部会が開催されることになっておりまして、そこで ISPM 案のドラフトがつくられることになっております。

今回、提案されているのは航空コンテナ及び航空機なのですが、海上コンテナと船舶と 航空コンテナと航空機の基準を一緒にしてはどうかという意見も当初、この仕様書ができ る前にありましたが、流通の経路とか、取り扱いの仕方とか、所管する機関というのが船 と飛行機で大分違うということ、また、対象範囲が広くなり過ぎるというのがありまして、 そこら辺を考慮して別々の基準の策定手続となっております。

本仕様書に対するコメントとしては、仕様書案に必要な要件はおおむねカバーされておりますので、現段階で我が国からこの仕様書に対する特段の異存はありません。ただ、今後実行可能性のある病害虫の国際移動の最小化とか国際物流への影響を確保した基準となるよう、ISPMドラフトの段階とかそういった段階で積極的に参画していく予定としております。

次のページに行きまして、2つ目として「植物検疫活動の認可システム」です。この内容としては、国家植物防疫機関、NPPOの植物検疫当局にかわり、認可を受けた機関が植物検疫活動を行う場合があります。委託を受けて、実際に民間の機関が植物検疫活動の一部を実施する場合がありまして、我が国で言いますと、木材こん包材の消毒実施認定とか登録、あるいは種バレイショ検疫の補助作業員が植物検疫活動の一端を担って活動しております。それに関して、本基準は、機関に対する認可基準、遵守評価等に関する NPPO の責任に関するガイドラインです。

これについて1点コメントがありまして、認可を受けた機関が確実に委託業務を遂行できるかを輸出国(必要に応じて輸入国)のNPPOが確認することを指摘する予定です。どちらか一方の国が委託業務する部分を決定しても、もう一方の国が確実にその委託機関が業務を実施しているかというのを確認することが必要ということで、そういった趣旨でこのコメントを提出しました。

3番目に関しては、「国際輸送中に発生する潜在的な病害虫リスクを持った廃棄物の安全な取り扱い及び廃棄」。長いタイトルなのですが、この基準の内容としては、国際輸送中の機内、船舶とか飛行機で発生する廃棄物ですが、簡単に言うと機内食の残飯です。これが病害虫の侵入経路となっております。そこで、本基準に関しては、廃棄物のリスク管理に関する安全な取り扱いや廃棄の手順についてのガイドラインとなっております。

コメントとしては、廃棄物の取り扱いに関するNPPO及び関係機関の責任について記載すべきことを指摘しました。実際、我が国においては廃棄物の取扱要領というのがありまして、船とか飛行機で出てくる残飯に関しては、植物防疫官が処理実施者の取り締まり、処理施設の管理を行っているのが我が国の現状です。

今後の予定として、この仕様書に関して、本年 11 月に SC がありますので、その SC で適宜、各国のコメントを踏まえて修正及び決定が行われる予定です。その後、専門家作業部会とかテクニカルパネルで、3年ほどかけて検討してドラフトができていくということになります。

以上です。

○坂田課長補佐 仕様書案につきましては、今後 SC での議論を踏まえて、テクニカルパネルなどの議論を踏まえて、基準案という形でまた各国協議に付されることになっております。御質問、御意見あれば。

山浦委員、お願いします。

- ○山浦委員 全然領域が違うと思うのですが、教えていただきたいのですが、船舶のバラスト水による生物多様性の変化の問題があったと思いますが、あれはどういったところが扱うことになるのでしょうか。IPPC は多分関係はないかと思いますが、どなたか御存じの方は教えてください。
- ○坂田課長補佐 船舶のバラスト水が生物多様性に与える影響ですね。その観点での検討というのは、IPPCではないのはわかるのですが、他にどこでやっているか知見のある方は。 ちょっとこの場にはいらっしゃらないですね。

他に質問、御意見ありますか。

国際植物防疫条約に関する国内連絡会の今後の進め方について

○坂田課長補佐 そうしましたら、最後は資料3になりますが、私のほうから次回以降の

連絡会の進め方ということで御提案させていただきたいと思います。

この国内連絡会は今回で7回目になりますが、今まで各国協議にかけられた ISPM 案について、基本的には年2回開催しておりました。まず6月に今回のように ISPM 案が示されて、各国協議にかけられる。各国協議にかけられた世界からのコメントを集めて、11月に一度SC でまとめられて、3月に総会がありますので、3月の総会の前にもう一度各国協議という形で確認のものが来ていたので、それに応じて2回開催をしておりました。

ただ、前回総会におきまして、各国協議についても、基本的には6月の今回のメインに やつで各国協議をやる。総会の直前のやつは、本当にもう完全な事実誤認ということだけ の修正にとどめて、基本的には内容的な検討については、6月の各国協議に一本化しまし ょうという基本的な方針になりました。

こういった現状を踏まえまして、改善すべき点が出てきたなと考えております。まず1つは、ISPM自体が、今仕様書の説明にもありましたが、かなり対象とする範囲が拡大している。飛行機だけではなくて、飛行機から出る廃棄物についてまで検討の俎上に上がっていることもありまして、関係者と言われる方もかなりふえてきている状況があります。ですので、このような形で一堂に会して御意見をいただく、全部の関係者から意見をいただくのが難しくなっているという1つの問題点があります。

もう1点は、皆様方から御意見をいただいたものを検討して、コメントに反映するためにはもう少し時間的な余裕が必要だなということを常々感じておりまして、この2つについて改善すべきというふうに考えております。

ですので、次回以降は基本的には意見は、我々は ISPM 案が出た時点で農林水産省のホームページにて掲示しますので、このホームページを通じた意見の募集をさせていただく。 そのいただいた意見を事務局で集約して、全国の皆さんからこういったコメントが寄せられていますということを国内連絡会の場で御披露して、各分野の専門の皆さんに、そのコメントについてのコメントなり、基準案についてのコメントをいただく。

それを踏まえて、ここの国内連絡会で皆様方からの御指摘、コメントを踏まえて、我々植物防疫組織として具体的に検討を推し進めて、コメントをまとめて、それを最終案としていくプロセスにすることで考えております。こうすることによって、今までどちらかというと我々植物防疫組織でかなり検討を進めた上で、皆さんに最終的に御確認いただいて、変なことはありませんかとチェックしていただくような機能だった部分があったわけですが、次回からはそうではなくて、こういう点について問題点をもって植物防疫組織として

検討してくださいねというような御指示をいただいて、その御指示に基づいて、我々で技 術的な検討をするという形に変えさせていただいたらどうかと考えております。

そういった観点で見直しをしようと思っておりますが、次回以降の連絡会の持ち方につきまして、皆様方から御意見、御指摘があればよろしくお願いいたします。

山浦委員、お願いします。

○山浦委員 ISPM 案について、実質的に検討する時間が保障されるのであれば、これは望ましいことではないかと思いますが、これは技術的に可能なのでしょうか。さっき6月から9月までに加盟国でのコメントを出すようなことがあるとおっしゃいましたが、春にこういったものを示すことができるかどうかです。

○坂田課長補佐 各国協議にかけられるのは、6月末に基本的には提示されるわけですが、 我々でその内容等について検討して、すぐにホームページに掲示する。1カ月ぐらいのコ メント期間を置いて皆様からのコメントをいただいて、それを踏まえて7月ごろに国内連 絡会を開催するということで、我々としては今までよりは作業のペースを少し前倒しして やる必要がありますが、そういったことで対応していきたいと考えております。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 これまでも何回か意見として述べたのですが、もともとの ISPM 案は英語で出されているんですよね。だから、ホームページに載せるとなると、多分英語だけではなかなか意見が集まらないのかなと。その辺はどういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

○坂田課長補佐 今までも日本語に訳すときに、ニュアンスが変わってしまったりという 問題ははらんでいたのですが、来年からは、基本的に仮訳を同時に示す。ただ、どうして も精査ができないものですから、具体的には英語のほうも照らして見ていただく必要があ ると思います。そういった意味で仮訳ということで、あわせて御提示することで考えてお ります。

- ○秋山委員 わかりました。
- ○坂田課長補佐 その他御指摘、御意見ございますか。

そうしましたら、次回の国内連絡会につきましては、このような手順でさせていただい て、何か不都合がありましたら、また見直しをさせていただくということで進めさせてい ただきたいと思います。

最後に、きょう最初の議題にありました ISPM No.15、資料1の5ページになりますが、

先ほど御意見をいただきました。この点につきまして、表1に書いてあるすべての病害虫に対する処理基準、効果のあるものを、新たな処理として認めるというのが原案になっているわけですが、基本的には我が国としては、そのような処理基準というのは、今後臭化メチル、熱処理以外になかなか出てきにくいということで、現実的なアプローチとしてこの中から選択的に選んで、その試験をしたものについては、効果がありますというものにしたらどうかというコメントを出そうということで提案していたわけですが、先ほどの議論も踏まえまして、今まで認められたものは基本的には前提として、すべての病害虫に効果があるという前提でつくられているので、それを維持したほうがいいのではないかという御意見をいただきました。

先ほど、休み時間中に検討させていただきまして、今回のコメントの出し方でございますが、基本的には原案では断定的に我々としては、全部の病害虫というのは無理だという書き方をしているのですが、今回の御意見を踏まえまして、そういったものについては非常に難しいときもあるので、対象病害虫を絞るというやり方もあるのではないか。もう少し議論が必要ではないかというのを提起する形での提案ということでさせていただきたいということでございます。この点につきましては、今後皆さんにも情報提供させていただきたいと思っております。

全体を通しまして、聞き漏らしたとか、改めての疑問点等ございましたら、議題1からのものも含めましてよろしくお願いいたします。

犬伏委員、お願いします。

○犬伏委員 直接的に関係があるわけではないのですが、最終的に航空、船舶というのもあるのですが、これだけ多分経済的にも大変なエネルギーを使って、国に有害なものは入れないようにしようとしているわけですね。でも私が身近で見たことがあるのですが、今それぞれみんな簡単に海外に出て行きます。海外に行ったホテルの中で、ウエルカムフルーツであったり、植物であったりというのがあるわけです。それを手荷物の中に入れ込んで帰ってくる。今ごみまでも問題にしようというときに、入れて帰ってきて、それを国内で処理されてしまえばいいですけれども、そのまま何かしたというときに、その中に何がいるかわからない、怖いなという思いを持ったことがあるものですから。

こんな植物一つをとっても、国がこんなに大変なことをやっているんですよという広報 みたいなものがなされてもいいのかなという気がするのです。一般人に対して、経費も時 間的にも技術的にも、いろいろなことをしながらこういうことをやっていますという広報 も必要なのではないでしょうか。アリの一穴という話もありますけれども、せっかくやっていることが、どこかで漏れてしまうという言い方をすると変かもしれませんが、もう少し国民に知らせる努力もあっていいかなと思ったので。ここではないと言われるかもしれませんが、してほしいなと思います。

- ○坂田課長補佐 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 応援、ありがとうございます。まさにこの場で言っていただくのは非常にありがたいことで、私どもとしてもかねがね広報の重要性については、幹部なり、政治家の方々なり、よく御認識いただくように宣伝をしております。

私どもは法令上スーツケースをあける権限はないので、それは税関さんとタイアップしてやらさせていただいております。ただ、おっしゃいますようにこっそりと入れてこられたらわからない。特に悪意をもってやられるとつかまえようがないということもありますので、その辺はいろいろと予算、それから工夫して努めているところでございますので、もし犬伏委員のほうでも機会があれば、宣伝していただければありがたいと思っております。皆さんもよろしくお願いいたします。

- ○坂田課長補佐 その他に。山浦委員、お願いします。
- ○山浦委員 細かいところですが、資料1の10ページの日本のコメントについて申し上げたいのですが、輸出国が輸入国の現地視察を支援するという内容ですが、そういうことはないと思いますけれども、ややもすると、例えば視察する対象とか方法について、輸出国の側でいろいろな条件をつける、あるいは輸出国が設定したところでしか見えないということがあっては公平性、透明性に欠けると思うので、この際は、輸入国としては、自分たちの主体性が確保できるような環境の中で支援するニュアンスのものにしていただかないと、中身については輸出国側の考え方が前面に出てきてしまう可能性もあるので、その辺を注意してコメントしたほうがいいのではないかと思いました。
- ○坂田課長補佐 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 おっしゃるとおりでございます。今現実に外国に出かけて、検査ではないのですが、確認とかやっております。その際には抽出とか、しっかりとした私どものチェックリストを持って当たることに気をつけておりますので、そこは取り締まりをやっていますので何か警察官と似たようなこともやっておりまして、ちょっと皆様には異様に映るかもしれませんが、そこは間違いなくやれるように気をつけたいと思います。ありがとうございました。

- ○坂田課長補佐 他にございますか。米倉委員。
- ○米倉委員 旅行者が持ち込むという件に触れたいと思います。国によっては、輸入時に 手荷物を検査する国があります。全員やるわけではないけれども、少なくともごく一部ラ ンダムに、そういうことがあるよということで、ある程度の抑止ですか。今は日本はどう せ調べないよ、私は今まで五十何回行ったけど荷物をあけられたことはないよ、という人 はいっぱいいるわけです。

それから、飛行機の中でも、知らないで何の気もなく持ってきた方が大半だと思うのです。例えば機内のアナウンスで、日本に持ち込んではいけませんよとか、そういうことを書いたやつがあるだけではなくて、話すとか。もしも持っていた人はここに置いておいてくださいと。機内で捨ててもらうとか、そういうこともとれる手ではないかと思います。

それから、X線装置で映りますからね。確定はできないけれども、水を含んだものがある。おだんごかもしれないし、フルーツかもしれないけれども、少なくともカメラではないとかそういうのはわかりますから、セキュリティとのタイアップでも可能は可能だと思います。旅行者にとっては旅行しにくい世知辛い世の中かもしれませんが、方法はまだ残っている。

考えたいのは、本当にそれが必要なのはどこからの、どういうものなのか。日本に来るものすべてではなくて、特定の便、特定の地域、季節に関して、そういうことも考えてもいいのではないか。リスクに応じてやってもいいのではないかと思います。商業的な輸入ばかりをきつくやっていても、そこで 99.9968%までやっても、よそで抜けていれば残念な努力になってしまう可能性があります。

- ○坂田課長補佐 阪村委員、お願いします。
- ○阪村室長 ありがとうございます。私どもも機内での放送というのは、航空会社の御協力もいるので、努力はしているのですが、なかなか聞いてもらえないところはあります。ただ皆さん、3年ほど前から税関に申告書を出さないといけないようになりました。黄色い縦長の紙があって、あそこに1つ動物、植物を持っていますかという項目があって、そこにチェックをいただくということで、完全ではございませんが、そういう面で努力させていただいております。

あとは特に動物検疫と一緒なのですが、パンフレットなど、あとは物によりますが、リムジンバスの中に冊子があってそこに広告を載せるようなことをやっております。ちょっと頭使えよということかと思いますので、限られた予算の中で努力はさせていただいてお

りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○坂田課長補佐 他にございますか。

そうしましたら時間も超過してしまいましたので、これをもちまして第7回の植物防疫 条約に関する国内連絡会を終わらせていただきます。本日はお忙しいところ、また暑い中、 ありがとうございました。

閉 会